

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書												個人番号又は法人番号											
吉 富 町 長 殿						給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)		氏 名 た 称						特別徴収義務者 指 定 番 号									
年 月 日 提出								所 在 地		〒				TEL		-							
給 与 所 得 者								(ア) 特別徴収税額 (年 税 額)		(イ) 徴 収 済 額		(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)		異 動 年 月 日		異 動 の 事 由		異動後の未徴収 税額の徴収		退職時までの 給与支払額			
受給者番号 (整理番号)				氏 名						円		月から 月まで		月から 月まで		. .		1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. その他 ()		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (理由)		円	
個人番号																						円	
給与の支払を受けなくなった後の住所																						円	
新しい勤務先の名称および所在地		〒																				円	
				TEL																			

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額（未徴収税額）を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由		徴 収 予 定			一括徴収した税額は ____月分 (____月10日納期限)で 納入します。	備 考
		徴収予定月日	徴収予定額	徴収予定合計 (上記(ウ)と同額)		
1. 異動が当該年12月31日までで、申出があったため (____月 ____日 申出) 2. 異動が翌年1月1日以後で、特別徴収の継続の希望がないため		.	円	円		
		.	円			
		.	円			
異 動 者 印		.	円			

- ※ 給与所得者に異動の生じたつど即座に提出して下さい。
- ※ 翌年1月1日以降の退職者に未徴収税額がある場合は、本人の申し出がなくても必ず一括徴収して下さい。（地方税法321条の5第2項ただし書きによるもの）

記 載 心 得

1 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、市町村長に提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合に4月15日までに関係市町村長に提出してください。

2 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある者が給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに関係市町村長に提出してください。ただし、4月1日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の市町村民税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき市町村長に対する届出書は、その市町村長から特別徴収税額の通知のあった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。

3 「受給者番号（整理番号）」欄には、これらの届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された受給者番号（整理番号）を記載してください。

4 「給与の支払を受けなくなった後の住所」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明のときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載してください。

5 「異動の事由」欄「6.その他」には「普通徴収申請書」の略号A・B・D・Eのどれに該当するかを（ ）内に記載してください。

6 「異動後の未徴収税額の徴収」欄には、次の要領により記載してください。

(1) 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、「特別徴収継続」を○で囲んでください。

(2) 退職後翌年5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、「一括徴収」を○で囲んでください。

(3) (1)又は(2)に該当しない場合には、「普通徴収」を○で囲むとともに、その理由を次の中から選んでその番号を「(理 由)」欄に記載してください。(注 次の①から③までの理由に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の希望がある場合以外は、特別徴収義務者は、必ず一括徴収しなければなりません。)

①異動が当該年12月31日までで、一括徴収の希望がないため。

②翌年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額以下であるため。

③死亡による退職であるため。

7 従業員が1月1日から4月30日までの間に退職した場合、残税額が今後支払をする給与や退職金などの金額を超えない場合は、地方税法第321条の5第2項の定めにより一括徴収が義務づけられています。

8 「退職時までの給与支払額」欄には、退職により給与の支払を受けなくなった場合に、その年の1月1日から退職時まで支払の確定した給与の額を、「控除社会保険料額」の欄には、退職時まで給与から控除した社会保険料の額を記載してください。

9 「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。

10 「徴収予定額」欄には、徴収予定月日ごとの徴収予定額（退職者の申出額又は一括徴収予定額を給与若しくは退職手当等のそれぞれの額によってあん分した額）を記載してください。

11 ※印の欄は、記載しないでください。